

往診・訪問診療とは

往診・訪問診療は、医療上の必要性により、在宅に赴いて診療する必要がある場合に実施するもの。

往診・訪問診療は、貴重な医療資源をより多く必要とし、外来よりも診療報酬が高く設定されており、医療上の必要性にかかわらず安易に実施されることのないよう、その実施にあたっては、一定の要件が定められている。

往診	訪問診療	(参考) 外来診療
<p>◆ 医師が、予定外に、患家に赴き診療を行うこと。</p> <p>※ 往診は診療上必要があると認められる場合に行うこととされている。</p>	<p>◆ 在宅療養を行う患者であって、疾病・傷病のため通院が困難なものに対して定期的に訪問して診療を行うこと。</p> <p>※ 継続的な診療の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならないこととされている。</p>	
<p>往診料 720点</p> <p>※ 診療中に緊急に行う場合や夜間・深夜に行う場合には加算あり</p>	<p>在宅患者訪問診療料1 833点</p>	<p>再診料 72点</p> <p>※ 夜間・深夜に行う場合には加算あり</p>

16キロメートルを超える往診・訪問診療の取扱いについて

- 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超える往診・訪問診療については、当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由がなく、特に患家の希望によって行われる場合は認められないものとされている。
 - ◆ 周囲に診療を行う医療機関があるにも関わらず、患家の希望により遠方の医療機関から往診・訪問診療を行うことは、医療資源を多く消費し、ひいては医療保険に負荷を及ぼす可能性がある。このため、絶対的に必要であるという根拠がなく、患家の希望により16キロメートルを超える往診等をした場合の往診料等は患者負担とされている。
 - ◆ また、患者の急変時等に緊急の往診をする、介護事業所と連携するなど、地域において適切な医療を提供するに当たって、患家と保険医療機関は、近い距離内にあることが望ましい。
- なお、当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由がある場合や往診距離が片道16キロメートルを超えた場合等であって、「特殊の事情」があったときは16キロメートルを超えて往診等を行うことができる。

16キロメートルを超えて往診料等の算定が可能な「絶対的な理由」及び「特殊の事情」

絶対的な理由	<ul style="list-style-type: none">・患家の所在地から半径16キロメートル以内に、患家の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない・患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在していても当該保険医療機関が往診等を行っていない等
特殊の事情	<ul style="list-style-type: none">・冬期積雪の期間通常の車両の運行が不能のため往診に相当長時間を要する事情にあること、又は道路事情が極めて悪く、相当の路程を徒歩によらなければならないため、往診に相当長時間を要する事情にあること等

外来応需の体制のない保険医療機関について

外来応需の体制構築に関する考え方

- 健康保険法第63条第3項において、療養の給付を受けようとする者は、保険医療機関等のうち、自己の選定するものから受けるものとする(いわゆるフリーアクセス)とされている。
- この前提として、被保険者が保険医療機関を選定して療養の給付を受けることができる環境にあることが重要であり、健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の運用をしている。

在宅医療のみを行う保険医療機関に対する指導

- 厚生局における保険医療機関の指定申請の受付の際などに、必要な場合は、健康保険法の趣旨から、外来応需の体制を確保するよう指導を行っており、この体制がないまま在宅医療のみを行う保険医療機関は認めていない。

【検討状況】

- ・平成25年10月：中医協において「在宅医療を専門に行う保険医療機関」を議論
- ・平成26年2月：中医協の答申書附帯意見(「在宅医療を主に行う保険医療機関の外来医療の在り方等を引き続き検討すること」)